

## 「預金者保護法」に基づく 偽造・盗難カード等による被害補償についてのお知らせ

当金庫では、これまでお客様の偽造・盗難キャッシュカード等被害に対して、現状の規定の中で真摯に対応して参りましたが、「偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）が平成18年2月10日から施行されることを受け「キャッシュカード規定（個人用）」を改定し、原則としてお客様の被害額を補償させていただきます。（補償の対象となる期間は、当金庫に被害を通知した日から遡って原則30日までです。）

ただし、お客さまに「重大な過失」があった場合は、偽造・盗難カード被害とも補償いたしかねる場合があります。また、お客さまに「過失」があった場合は盗難カード被害は75%の補償となります。

「重大な過失」、「過失」となりうる場合の具体的事例は以下の通りですので、お客様におかれましても日頃のカード管理についてはくれぐれもご注意下さい。

### お客様の「重大な過失」となりうる場合

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

### お客様の「過失」となりうる場合

- (1) 次の または に該当する場合

当金庫から、生年月日等の類推されやすい暗証番号を別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所地・地番・電話番号、同一番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

- (2) (1)のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

#### 暗証番号の管理

- (A) 当金庫から、生年月日等の類推されやすい暗証番号を別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所地・地番・電話番号、同一番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- (B) 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

### キャッシュカードの管理

- (A) キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目に付きやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
  - (B) 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状態においた場合
- (3) その他(1)(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

### 偽造・盗難カード被害が発生した場合の留意点

お客さまに故意、重大な過失または過失があった場合の他、以下の場合にも補償いたしかねる場合があります。

- (A) 被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合
- (B) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)により引き出された場合
- (C) 被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあった場合
- (D) 戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難にあった場合

### キャッシュカードの盗難・紛失・不正利用にお気づきの際は・・・

万一、キャッシュカードを盗まれたり紛失したりした場合や、預金通帳に身に覚えがない取引が記録されているなどの場合には、直ちに下記の連絡先にご連絡ください。

空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性がありますので、念のため当金庫にご連絡ください。

平日(8:45~18:00)  お取引の店舗(店舗案内でご確認ください)

平日の上記時間以外および土・日・祝日  096-319-1430  
(24時間対応) (カードお問い合わせセンター)